

議案第167号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成3年大阪市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「振り替える」を「振り替え、又は第2条第5項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）の勤務時間のうち3時間45分若しくは4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該3時間45分若しくは4時間の勤務時間を当該休日に割り振る」に改める。

第15条の見出しを「(教育委員会所管の学校の教員等の勤務時間等)」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪市の副市長 村上 龍 一

説 明

休日に勤務することを命ずる場合に、勤務日に割り振られた勤務時間の一部を当該休日に割り振ることができることとするとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（抄）

（休 日）

第5条 省 略

2 - 3 省 略

4 任命権者は、前3項の規定にかかわらず、職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替える

振り替え、又は第2条第5項の規定により勤務時間が割り振られた日（以

下「勤務日」という。）の勤務時間のうち3時間45分若しくは4時間を当該勤務日に割り振る

ことができる。

ことをやめて当該3時間45分若しくは4時間の勤務時間を当該休日に割り振る

（教育委員会所管の学校の教員 の勤務時間等）

教員等

第15条 省 略